

法務省民商第91号  
平成19年1月17日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

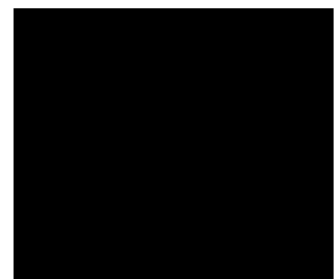
株式会社の設立の登記等の添付書面である資本金の額の計上に関する書面の取扱いについて（通達）

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第87号。以下「改正省令」という。）が本年1月20日から施行されますが、これに伴い、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第5項（同規則第92条において準用する場合を含む。）に定める資本金の額が会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に従って計上されたことを証する書面（以下「資本金の額の計上に関する書面」という。）の取扱いを下記のとおりとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

株式会社及び合同会社がする設立の登記（出資に係る財産が金銭のみである場合に限る。）並びに合同会社がする資本金の額の増加による変更の登記（社員が出資の履行をした場合であって、出資に係る財産が金銭のみである場合に限る。）の申請書には、当分の間、資本金の額の計上に関する書面の添付を要しないものとする。

ただし、株式会社の設立の登記に関し、改正省令の施行日前に会社法第32条第1項の決定（同項第3号に掲げる事項として設立に要した費用の額のうち設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額（以下「設立費用控除額」という。）を定めた場合における当該決定に限る。）があった場合又は設立費用控除額を定款で定めた場合（改正省令附則第5条第3項参照）については、なお従前の例によるものとする。



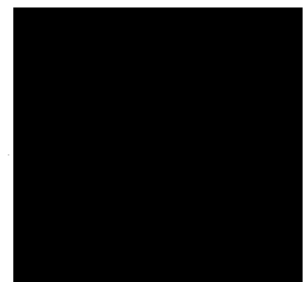
法務省民商第31号  
平成19年1月11日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿  
(山口地方法務局を除く)

法務省民事局商事課長

社会福祉法人の理事の変更登記申請の受否について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり山口地方法務局長から照会があり、別紙2のとおり民事局長から回答がありましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



登 第 2 2 0 号

平成18年12月12日

法務省民事局長 殿  
(広島法務局長経由)

山口地方法務局長

社会福祉法人の理事の変更登記申請の受否について（照会）

社会福祉法人の理事の全員が任期満了により退任し、その後、後任理事が選任されたとして、変更の登記が申請されました。当該社会福祉法人の定款には「理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する」との規定がありますが、添付書面等から仮理事が選任された事実は認められません。先般、「社会福祉法人と理事との関係は、基本的には、民法の委任に関する規定に従うものと解されるから、仮理事の選任を待つことができないような急迫の事情があり、かつ、退任した理事と当該社会福祉法人との間の信頼関係が維持されていて、退任した理事に後任理事の選任をゆだねても選任の適正が損なわれるおそれがない場合には、受任者は委任の終了後に急迫の事情があるときは必要な処分をしなければならない旨定めた民法654条の趣旨に照らし、退任した理事は、後任理事の選任をすることができるものと解するのが相当である」との判決（最高裁平成18年7月10日第二小法廷判決）があったことから、本件申請については、受理して差し支えないと考えますが、「社会福祉法人の役員全員任期満了し、後任者の選任がない場合には社会福祉事業法第43条で準用する民法第56条の規定により選任された仮理事が役員選任手続を行うものであって、民法第654条の規定は適用されない」との貴職回答（昭和32年3月29日付け民事甲第636号民事局長回答）もあり、いささか疑義がありますので、照会します。

また、本件申請を受理することができる場合には、組合等登記令第17条第1項の登記事項の変更を証する書面において、急迫の事情がある旨の記載がされている必要があると考えますが、この点についても併せて照会します。

法務省民商第 30 号

平成 19 年 1 月 11 日

山口地方法務局長 殿

法務省民事局長

社会福祉法人の理事の変更登記申請の受否について（回答）

平成 18 年 12 月 12 日付け登第 220 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。

なお、登記簿上、就任後 2 年を経過している社会福祉法人の理事についても、代表者事項証明書及び印鑑証明書を交付して差し支えないので、申し添えます。